

「内部統制システムに係る監査の実施基準」の改定について

平成 21 年 7 月 9 日
社団法人 日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査の実施基準」（平成 19 年 4 月 5 日制定）を次のとおり改定する。

(注) 修正箇所については、太下線を付し、太字で表示している。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p data-bbox="344 625 853 655">内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p data-bbox="797 722 1088 847">社団法人 日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日制定 平成 21 年 7 月 9 日改正</p> <p data-bbox="114 916 813 946"><u>内部統制システムに係る監査の実施基準の改定について</u></p> <p data-bbox="797 965 1088 1042"><u>社団法人 日本監査役協会</u> <u>平成 21 年 7 月 9 日</u></p> <p data-bbox="114 1110 1088 1283"><u>平成 21 年 4 月 1 日、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成 21 年法務省令第 7 号）が施行されたことに対応するため、平成 21 年 7 月 9 日に「監査役監査基準」が改定された。これに伴い、本実施基準について見直しを行い、所要の改定を行うこととした。</u></p> | <p data-bbox="1350 625 1859 655">内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p data-bbox="1800 722 2092 799">社団法人 日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日制定</p> |

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会

平成 19 年 4 月 5 日

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準

第 1 章 本実施基準の目的等

(目的)

第 1 条

本実施基準は、監査役監査基準（昭和 50 年 3 月 25 日制定。平成 21 年 7 月 9 日最終改正）第 21 条第 7 項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（以下「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準

第 1 章 本実施基準の目的等

(目的)

第 1 条

本実施基準は、監査役監査基準（昭和 50 年 3 月 25 日制定。平成 19 年 1 月 12 日最終改正）第 21 条第 7 項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（以下「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(以降略)

以 上